質疑応答書

令和5年9月19日

入札件名:令和5年度導入ノートPCリース契約

の作業エリア1か所から、各対象プリンタ

と通信可能であり設定が可能な認識でよ

ろしいでしょうか。

質 問 事 項	回 答
・納品場所について 情報政策課(指定設	ご認識のとおりです。
置場所) とありますが、納品先は情報政策	
課ご指定の場所1か所という認識でよろし	
いでしょうか。	
・既存パソコンとの交換やデータ移行など	ご認識のとおりです。
の作業はない認識でよろしいでしょうか。	
・キッティング作業として、ドメイン参加	ご認識のとおりです。
とありますが、参加するドメインサーバ	
は、センター化されており、ご指定の作業	
エリア1か所から全台のドメイン参加が可	
能な環境である認識でよろしいでしょう	
か。	
・キッティング作業として、プリンタドラ	・作業エリアから本庁舎内のプリンタとは
ノバのインフしょれしたりませが、ブゼウ	通信可能ですが、大庁舎外のプリンクトは

イバのインストールとありますが、ご指定 通信可能ですが、本庁舎外のプリンタとは 通信不可です。本庁舎外に配布予定の PC につきましては、落札後にプリンタ IPの リストをお渡ししますので、ドライバイン ストール時に IP 指定の設定をお願いしま す。

・納品の際は梱包材の引き取りとあります が、納品場所としてご指定の情報政策課 (指定設置場所) 1 か所に開梱した端末を 納品する認識でよろしいでしょうか。

ご認識のとおりです。

・本業務につきまして、現時点では納入期 限までの完了を予定しておりますが、社 会・経済情勢の悪化など受注者の責によら ない不可抗力により生産・納期が遅延した 場合、遅延損害金や指名停止等のペナルテ ィを課されず、契約満了日を開始が遅れた 日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更 せず、賃貸借開始日につきまして別途協議 を頂くことは可能でしょうか(社会・経済 情勢の悪化など受注者の責によらない不 可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指 名停止等のペナルティが課される可能性 がありますと、入札参加が困難です)。

納期は仕様書のとおりです。

・落札後、貴市指定の契約書の条項の内容 |・原則として修正は行いません。 の修正に関して、別途協議頂くことは可能 でしょうか。

・物件に付保致します保険は、一般的な動 産総合保険 (時価ベース) への加入で宜し いでしょうか。

可とします。

・本件、物件に対しては動産総合保険の付 保を予定しておりますが、万一、動産総合 保険の対象外となります地震・天災等を理

ご認識のとおりです。

由として、物件の滅失・破損等が発生して しまった場合、残賃貸借料金については別 途協議との認識で宜しいでしょうか。

- ・万一の想定となりますが、予算の削減・ 減額により契約が変更または解除となっ た場合において、当該時点にて残期間の残 賃借料が存在する場合、残賃借料のご負担 について、貴市負担にてご精算をお願い出 来ますでしょうか。
- ・予算削減等の影響により、過去、実際に ご契約を解約又は変更等を実施されたケ ースはございますでしょうか。
- ・契約書は貴市ホームページ掲載の「賃貸借契約書(長期継続契約・3者)」を使用する認識でよろしいでしょうか。そうでない場合は本件で使用する「賃貸借書(案)」お示し頂けますでしょうか。
- いについてご確認をいたします。 物件の返還(引揚げ)費用は賃貸人の負担 という認識でよろしいでしょうか。また、 物件引き上げの際、貴市の負担で引取しや

・賃貸借期間満了後における物件の取り扱

物件がき上げの際、負用の負担で対取し、 すいように物件を一カ所に集めて頂くこ とは可能でしょうか。

・賃貸借期間満了時に物件のデータ削除は 貴市負担で行って頂けますでしょうか。

・市の責めにより、リース会社に損害が生 じた場合は、契約約款に基づき損害賠償請 求をすることが可能です。

・入札において、同種のリース契約では、 そのような事例はございません。

・佐野市ホームページ掲載の賃貸借契約書及び約款(長期継続契約・3者)又は(長期継続契約・2者)を使用していただきます。

・返還費用についてはご認識のとおりです。 引揚げ時に物件を一カ所に集めることは可 能です。

・佐野市で実施します。

- に代え、物件の物理的破壊による、マニフ ェスト等の提出を以って、代替させてもら えますでしょうか。
- ・物件のデータ消去及び消去証明書の発行 |・佐野市でデータ消去を実施するので不要 です。
- ・賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産 税は非課税扱い(賃貸借料には同費用分は 含めない) との認識でよろしいでしょう か。
 - ・入札に当たっては課税・非課税にかかわ らず必要な費用をすべてお見積りくださ VI
- ・賃貸借料のご精算のスケジュールは、賃 ・ご認識のとおりです。 貸借期間開始後、1か月毎(毎月末期日) の毎月・均等金額のお払いを頂けるとの認 識で宜しいでしょうか。

- ・本件は保守無し賃貸借契約との認識でよ ・ご認識のとおりです。 ろしいでしょうか。
- ・本件、リース会社に資格要件はないとの ・ご認識のとおりです。 認識でよろしいでしょうか。

(注)・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。